

瀬谷駅北口駅前広場における
民設民営駐輪場の設置及び管理運営等
事業者募集要項

令和8年1月
瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会

目 次

1 事業の概要	· · · · ·	P 2
2 事業を実施する上での基本的な条件	· · · · ·	P 3
3 提案していただきたい事項	· · · · ·	P 4
4 提案にあたっての補足事項	· · · · ·	P 5
5 公募に関する手続き	· · · · ·	P 5
6 事業候補者の特定	· · · · ·	P 7
7 その他	· · · · ·	P 8
8 駐輪場設置可能エリア図 別紙1-①	· · · · ·	P 10
9 駐輪場設置可能エリア図 別紙1-②	· · · · ·	P 11
10 駐輪場設置可能エリア図 別紙1-③	· · · · ·	P 12
11 埋設配管概要図 別紙1-④	· · · · ·	P 13

【関係様式集】

1 質問書（様式-1）	· · · · ·	P 14
2 提案内容総括表（様式-2）	· · · · ·	P 15
3 駐輪器具の設置等の考え方（様式-3）	· · · · ·	P 16
4 駐輪器具等配置計画図（様式-4）	· · · · ·	P 17
5 辞退届（様式-5）	· · · · ·	P 18
6 瀬谷駅北口駅前広場における駐輪場の設置及び管理運営等に関する協定書（案）	· · · · ·	P 19

1 事業の概要

(1) 趣旨・目的

瀬谷駅北口では、長年にわたり駅前広場の放置自転車が大きな問題となっていましたことで、周辺店舗による駐輪場の増設や行政による監視員の配置、放置自転車の撤去等を進めてきましたが、買い物客や駅利用者等による自転車の放置が無くならず、特に子育て世代の3人乗り自転車や高齢者の買い物利用として前後に買い物かごがついた大型自転車が多く、この点も踏まえた対応が求められていました。

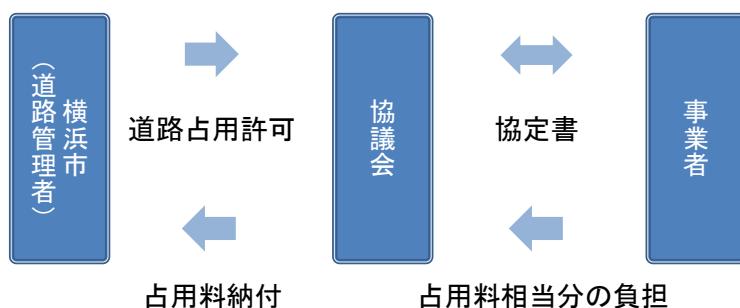
この課題に対し、駅前広場に近接する事業者、住民及びマンションの管理組合等の関係者で構成される瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会（以下「協議会」という。）において対策を検討し、短時間の駐輪では一定時間無料、長時間の駐輪では高額な料金設定ができるなど、柔軟な運用が可能な民設・民営駐輪場を設置することが、日中の短時間の放置自転車対策として有効であるため、平成26年度から事業者により、駐輪場の利用料収入によって、駐輪場の整備と管理運営を行っていただいています。

この度、現事業者との協定期間満了に伴い、改めて駐輪場の整備及び管理運営を行っていただく事業者を公募します。

(2) 事業主体と事業者等の関係

本事業については、協議会が事業主体となり、駐輪場の設置を目的に道路占用許可を横浜市から取得し、その駐輪場の設置及び管理運営を行うための事業者を公募するものです。

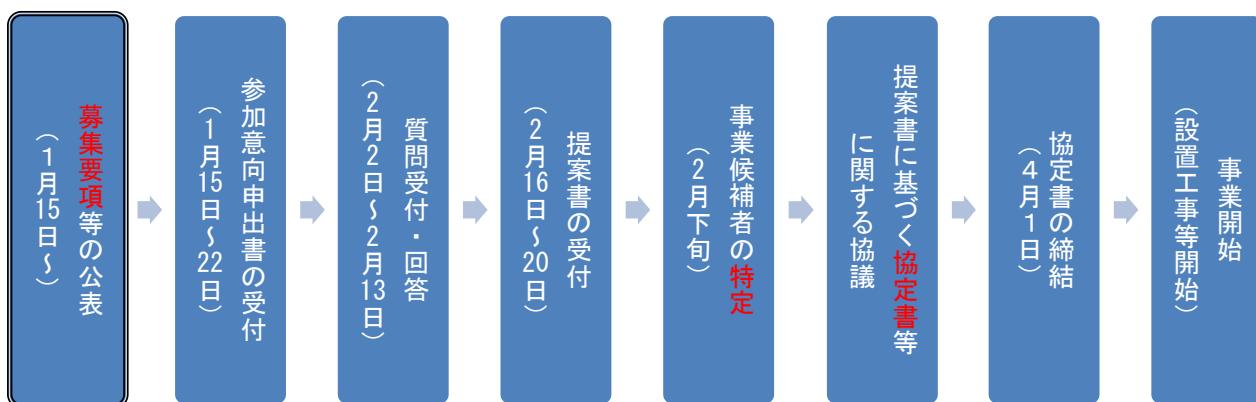
【相関図】



【主な役割】

協議会: 事業主体となり道路占用許可を取得します。
事業者: 駐輪場の利用料収入で駐輪器具等の設置、管理運営を行っていただきます。

(3) 募集要項配布から事業開始までの流れ



(4) 事業概要

事業者は、別紙1(①～③があります。)で示す駅前広場内の駐輪器具等が設置可能な区域(以下「駐輪場設置可能エリア」という。)に、自己の費用と責任において駐輪場を設置し、当該駐輪場の管理運営等に関する一切の業務を行っていただきます。

このうち、駐輪器具等の設置に伴う道路占用許可については協議会が横浜市から取得するものとしますが、許可に伴う道路占用料につきましては事業者に相当分を負担していただきます。

【駐輪場の設置及び管理運営等に関する一切の業務】

ア 駐輪場の設置に関する業務

必要な駐輪器具や基盤、柵等の囲い、利用案内看板、料金徴収機、照明、関係機関等との協議等に関するすべての業務

イ 駐輪場の管理運営に関する業務

料金徴収、発生するトラブルへの迅速な対応、駐輪場の巡回及び清掃、長期間駐輪場に入れられている自転車の撤去、その他駐輪場の管理運営を円滑・安全に遂行するために必要な業務

2 事業を実施する上での基本的な条件

別添「瀬谷駅北口駅前広場における駐輪場の設置及び管理運営等に関する協定書（案）」に記載の内容を事業実施する上での条件とします。

(1) 道路占用面積（事業面積）

提案に基づく駐輪器具、地下埋設配線（電気・通信線等）、料金徴収器、利用案内看板等の駐輪場を運営する上で必要とされる器具等、道路上（地下を含む）を占用する面積のすべてが事業面積（＝占用面積）となります。これにより、道路占用料を算出することになります。

(2) 道路占用料相当額の負担

協議会が横浜市に納付する道路占用料については、近隣地価等を参考に算出することとなります。事業者には道路占用料と同額を負担額として、原則、協議会が発行する通知書に基づき横浜市の発行する納入通知書で納付していただくことになります。最初の年度は道路占用許可日から1か月以内に納付していただき、次年度からは納入通知書に定める納期限までに納付していただきます。

(3) 駐輪場運用開始予定日

別紙1-②エリア：令和8年6月頃

※該当エリアは路面工事実施のため、運用開始日は6月頃を予定しています。

※駐輪器具等設置工事の開始日から1か月以内に駐輪場の運用を開始してください。

別紙1-③エリア：令和8年4月1日から4月13日までのいずれか

（駐輪器具等設置工事の開始日は、令和8年4月1日から可能です。）

※なお、1-③エリアは瀬谷駅北口駅前広場の路面工事の影響により、6月頃に一時的に撤去していただき、工事終了予定の10月頃に再設置のうえ、運用開始となります。

工事の概要等については、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課
(045-671-4627 三川、山田) へお問い合わせください。

(4) 設置可能な駐輪器具の種類

駐輪器具の形式は平面式（高低差を付けた形式は可能）のみとし、二段式又は屋根等の構造物の設置は不可とします。器具等の設置の詳細については、別紙1-①～③を参照してください。

また、駐輪器具の選定や配置にあたっては、自転車の盗難防止、瀬谷駅北口駅前広場の景観への配慮なども検討してください。

(5) 駐輪器具の設置

別紙1-①～③に示す駐輪場設置可能エリア内に170台以上の駐輪器具を設置してください。

駐輪に必要な間隔は40cm以上を基本として、大型自転車のみ55cm以上の間隔を確保してください。

なお、既存の街路灯についてはメンテナンスに必要な空間として、扉側に1.0m程度の空間を設けるものとし、この空間については放置自転車防止の処置を行ってください。

(6) 駐輪場の設置基準及び照明

駐輪器具等については、「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針（平成18年11月15日国道交安第28号）」及び「道路占用許可基準（横浜市）」に基づき設置していただくとともに、駐輪場全体で20ルクス程度の照度を確保できる照明を設置してください。

【道路占用許可基準（横浜市）】

URL https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/senyo/kyokakizyun.html

(7) 電源及び通信回線の確保

駐輪場の運営に必要な電源については、既設のものを使用するものとし、新たに敷設工事をする際は、関係機関と協議のうえ工事を行ってください。

なお既設駐輪場の埋設物については別紙1-④をご参照ください。

(8) 協議会との駐輪場の設置及び管理運営等に関する協定の締結

事業候補者は、提案内容及びその後の協議に基づいて、駐輪場の設置及び管理運営等に関する協定書を締結していただきます。

（協定締結後に関係機関と駐輪場設置に係る協議を行っていただき工事開始となります。）

3 提案していただきたい事項（提案を行う上での条件を含みます）

次の項目について、効率的かつ効果的な提案をしていただきます。

(1) 大型自転車（3人乗り、前後の買い物かご等）への対応

駐輪器具の配置にあたっては、子育て世代の3人乗り自転車や高齢者の買い物利用として前後に買い物かごがついた大型の自転車が利用しやすい駐輪スペースの台数を提案してください。

(2) 駐輪場の巡回等

駐輪場の適正な管理や長期駐輪自転車の撤去、不正利用の解消等のための駐輪場の巡回等について、その頻度を提案してください。（○回／日 ※土日含む）

4 提案にあたっての補足事項

(1) 駐輪器具設置エリアの路面について

名称 保水性インターロッキングブロック

※ブロックの規格・色等の詳細については脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課（045-671-4627 三川、山田）及び瀬谷土木事務所と調整してください。

(2) 横浜市民営自転車駐車場整備費補助金

横浜市道路局では、駅周辺の放置自転車等対策として、民営の自転車駐車場の整備を促進するため、「横浜市民営自転車駐車場整備費補助金交付要綱」に基づき、民営の自転車駐車場の整備事業に対し、整備費の補助を行っています。要件等の詳細については次のURLを参照してください。

※本事業が必ず補助金交付の対象になるということではありません。活用を検討される場合は直接、横浜市道路局道路政策推進課（電話 045-671-3644）にお問い合わせください。

【ホームページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/seibahojo.html>

5 公募に関する手続き

(1) 応募資格

ア 次の応募の制限に該当する法人（法人の代表者が該当する場合も含みます。）ではないこと。
イ 提案書の受付時点において、令和7・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載（事業所の所在地は不問）されていること。また、登録種目「350：その他の委託（駐輪場の管理運営）」を3位以上で登録していること。

(2) 応募の制限

次の事項に該当する事業者については、本公募に提案することはできないものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者
イ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年
ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
エ 銀行取引停止処分を受けている者
オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）
カ 参加意向申出書及び提案書の提出期限から事業候補者の特定の日までの期間、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置処分を受けている者
キ 国税及び市税等の滞納を行っている者
ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

ケ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条例第 4 号に規定する暴力団員等、同条例第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

コ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

サ 濱谷駅北口駅前広場における民設民営駐輪場設置について、設置、管理及び運営等一切の費用負担を行えず、当初予定されている事業期間（5 年間）について事業を履行できない者

(3) 参加意向の申出

受付期間	令和 8 年 1 月 15 日（木）午前 8 時 45 分から 1 月 22 日（木）午後 5 時まで
応募方法	濱谷駅北口駅前広場における民設民営駐輪場の設置及び管理運営を行う事業者の公募及び特定に関する要綱（以下「要綱」という。）の参加意向申出書（要綱様式 - ①）及び誓約書（要綱様式 - ②）を持参又は郵送（郵送の場合は書留等配達の記録の残るものとし、令和 8 年 1 月 22 日の消印まで有効とします。）で提出してください。 ※要綱は濱谷区役所ホームページに掲載しています。 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/seya_station/
受付場所 (郵送先)	濱谷駅北口駅前広場活用推進協議会事務局（濱谷区役所地域振興課） 〒246-0021 横浜市濱谷区二ツ橋町 190 番地 TEL : 045-367-5692
参加資格確認結果 の通知	応募者の参加資格を確認し、資格の有無に関わらず参加資格確認結果通知書（要綱様式 - ③）を郵送します。参加資格があることを確認できた場合は、併せて提案関係書類提出要請書（要綱様式 - ④）を送付します。

(4) 質問受付・回答及び追加情報

質問受付期間	令和 8 年 2 月 2 日（月）午前 8 時 45 分から 2 月 6 日（金）午後 5 時まで
質問方法	質問書（様式 - 1）の提出（E メール又は FAX） ※持参・郵送・電話による質問は不可とします。
質問受付先	濱谷駅北口駅前広場活用推進協議会事務局（濱谷区役所区政推進課） E メール : se-chikatsu@city.yokohama.lg.jp FAX : 045-367-5692 担当 鈴木（正）、鈴木（広）
回答方法	令和 8 年 2 月 13 日（金）までに濱谷区役所ホームページに公開します。 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/seya_station/
追加情報	本要項以外の追加情報等がある場合には、ホームページに掲載の上、参加資格が認められた事業者に御連絡します。

(5) 提案書の受付

参加資格確認結果通知書により参加資格が認められた事業者等に限ります。

提案書受付期間	令和8年2月16日(月)午前8時45分から2月20日(金)午後5時まで
受付場所 (郵送先)	瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会事務局(瀬谷区役所地域振興課) 〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地
提出方法	持参又は郵送(郵送の場合は書留等配達の記録の残るものとし、2月20日の消印まで有効とします。)

(6) 提案書

要綱様式-⑤の提案書に次の書類を添付し、提出してください。提案については、この表に記載したもののはか、4ページの「3 提案していただきたい事項」を参照の上、具体的に記述してください。

様式等	記載事項(又は添付書類)
◆提案内容総括表(様式-2)	大型用駐輪器具の設置台数及び巡回回数について記載してください。
◆駐輪器具の設置等の考え方 (様式-3)	駐輪器具の配置の考え方等について具体的に記載し、配置図及び駐輪器具の図面等を添付してください。 【添付書類】 ・駐輪器具等配置計画図(様式-4) ・駐輪器具の図面等(任意様式、A4又はA3)

【注意事項】

- 提案書の作成については、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、分かりやすく簡潔に記述してください。
- 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさで、できる限り所定の様式に收めください。収まらない場合は、A4又はA3のサイズの任意様式で記述してください。
- 多色刷りは可としますが、評価等のためモノクロ複写しますので、見やすさに配慮してください。
- 特定にあたって、事業計画等について事務局から確認を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(7) ヒアリングの実施

提案書を評価する際、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを行う場合があります。

実施にあたって	対象となる事業者に御連絡します。
実施場所(予定)	瀬谷区役所会議室(横浜市瀬谷区二ツ橋町190)

6 事業候補者の特定

(1) 特定方法

- ア 提案書の評価及び事業候補者の特定は協議会が行います。
- イ 協議会では、それぞれの提案書の内容を評価し、提案書の順位を決定します。
- ウ 協議会は、提案書の順位が最も高かった者を事業候補者に特定します。

- エ 評価結果が同順位の場合は、該当の事業者へ追加の資料提出を要請し、再度評価を行ったうえで事業候補者を特定します。
- オ いずれかの審査項目の点数が著しく低く「不適」と判断された応募者は、得点のいかんに関わらず失格とします。
- カ 提案内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は審査対象としません。
- キ 応募者が1者であっても、本要項の諸条件等を満たさない場合は事業候補者として特定されず、条件を設定し直した上で再度公募を行います。
- ク 事業候補者の特定後、事業候補者が辞退するなど予期せぬ事態等があった場合、評価結果が次順位の事業者を事業候補者として協議を行うものとします。

(2) 特定結果

特定結果については、全ての応募者に対して文書で通知します。また、瀬谷区役所ホームページにより公表いたします。

(3) 提案事項及び評価項目

提案事項及び評価項目は次のとおりです。

提案事項等	評価項目
駐輪器具の配置等に関する事項（器具等の能力・数量等）	大型自転車対応駐輪場の設置台数
駐輪場の管理運営等に関する事項	駐輪場の巡回回数（○回／日 ※土日含む）

7 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用

提案書の作成（図面作成のための測量費等も含みます。）及び提出等に係る一切の費用は応募された事業者の負担とします。

(2) 無効となる提案

- ア 本公司に関して協議会との不当な接触があった者の提案
- イ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ウ 本募集要項で指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 参加表明後の辞退について

要綱第6条に基づく参加意向申出書及び誓約書の提出後に本公司への参加を辞退する場合は、辞退届（様式-5）を提出してください。

(4) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、事業者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(5) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

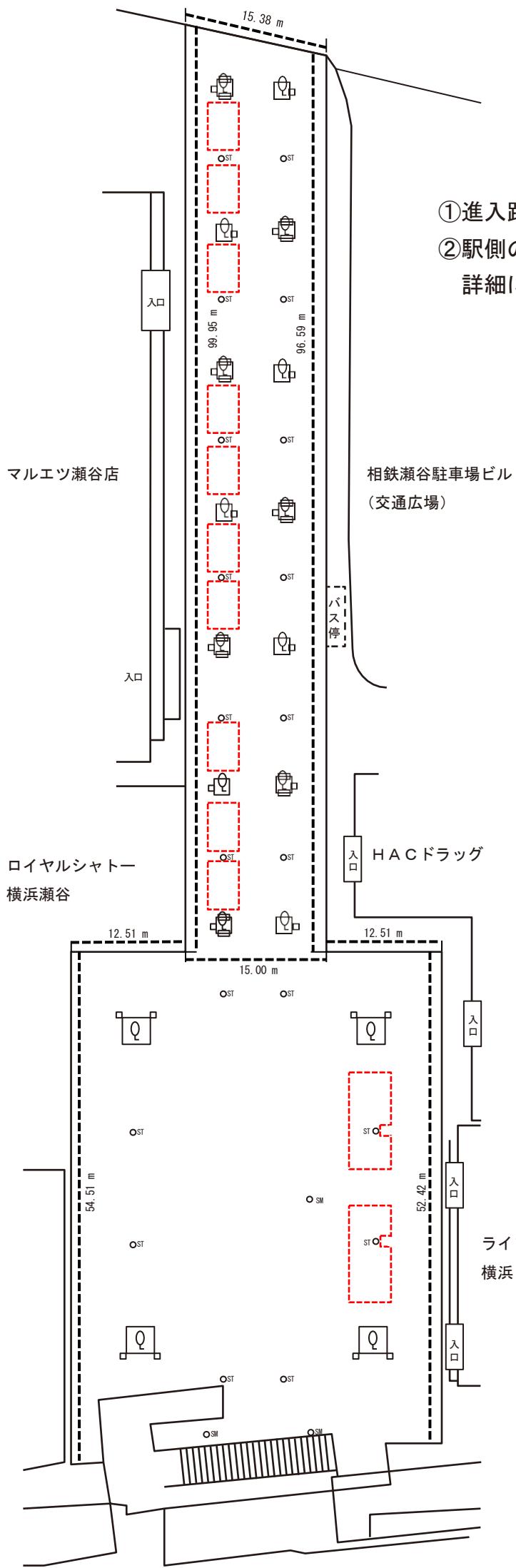
(6) 本提案の取扱い

- ア 提出された提案書は、提案内容の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に準じて公開することがあります。
- ウ 提出された書類は、事業候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することができます。
- エ 提案書の提出後、協議会又は事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ 提出された書類は返却しません。

(7) その他

- ア 提案書に記載した駐輪器具等の駐輪場設置に必要な一切の器具、配置等については、極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- イ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- ウ 事業候補者として特定された者とは、特定された提案内容及びその後の協議等に基づき、協定書を締結します。
- エ 参加意向申出書の提出後、協定書の締結までの手続期間中に、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、事業候補者として特定されている場合は次順位の者と手続を行います。

駐輪場設置可能エリア図



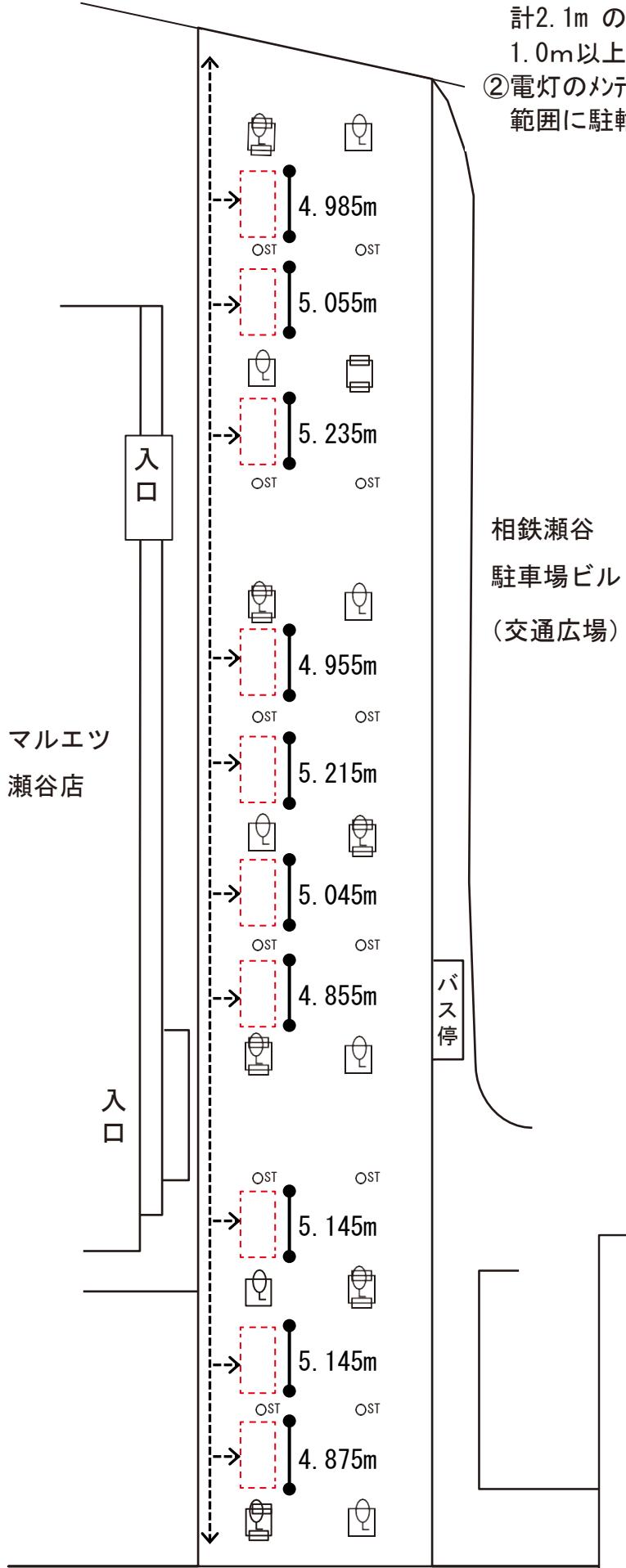
- ① 進入路部分の駐輪器具の設置は西側の街路樹等側とします。
 ② 駅側の広場の駐輪器具の設置は東側の街路樹等側とします。
 詳細については11・12 ページをご覧ください。

【凡例】

- 駐輪場設置可能エリア
- OST 電灯
- OST 街路樹 (ベンチなし)
- SM 街路樹 (ベンチあり)

駐輪場設置可能エリア図

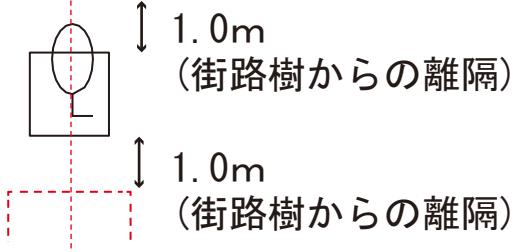
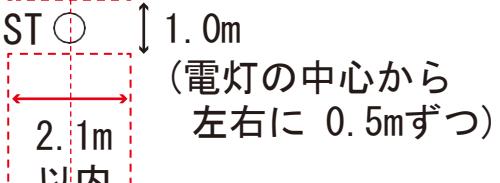
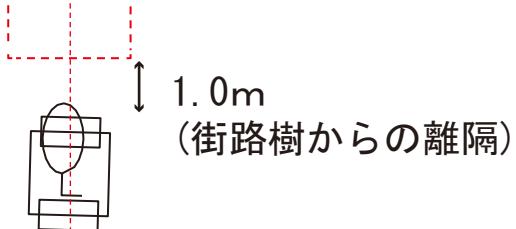
別紙 1-②



- ①駐輪器具の設置は西側の街路樹等の中心から東西に1.05mずつ計2.1mの範囲とし、街路樹のベンチ又は縁石から南北方向に1.0m以上の離隔距離を取ってください。
- ②電灯のメンテナンスポツクス前に電灯を中心として0.5mずつ計1.0mの範囲に駐輪器具は設置できません。

◆街路樹及び電灯からの離隔距離

街路樹等の中心



【凡例】

→ 駐輪場利用の自転車の主たる導線

□ 駐輪場設置可能エリア

OST 電灯 (直径14cm、メンテナンスポツクスは外側)

○ 街路樹 (ベンチなし)

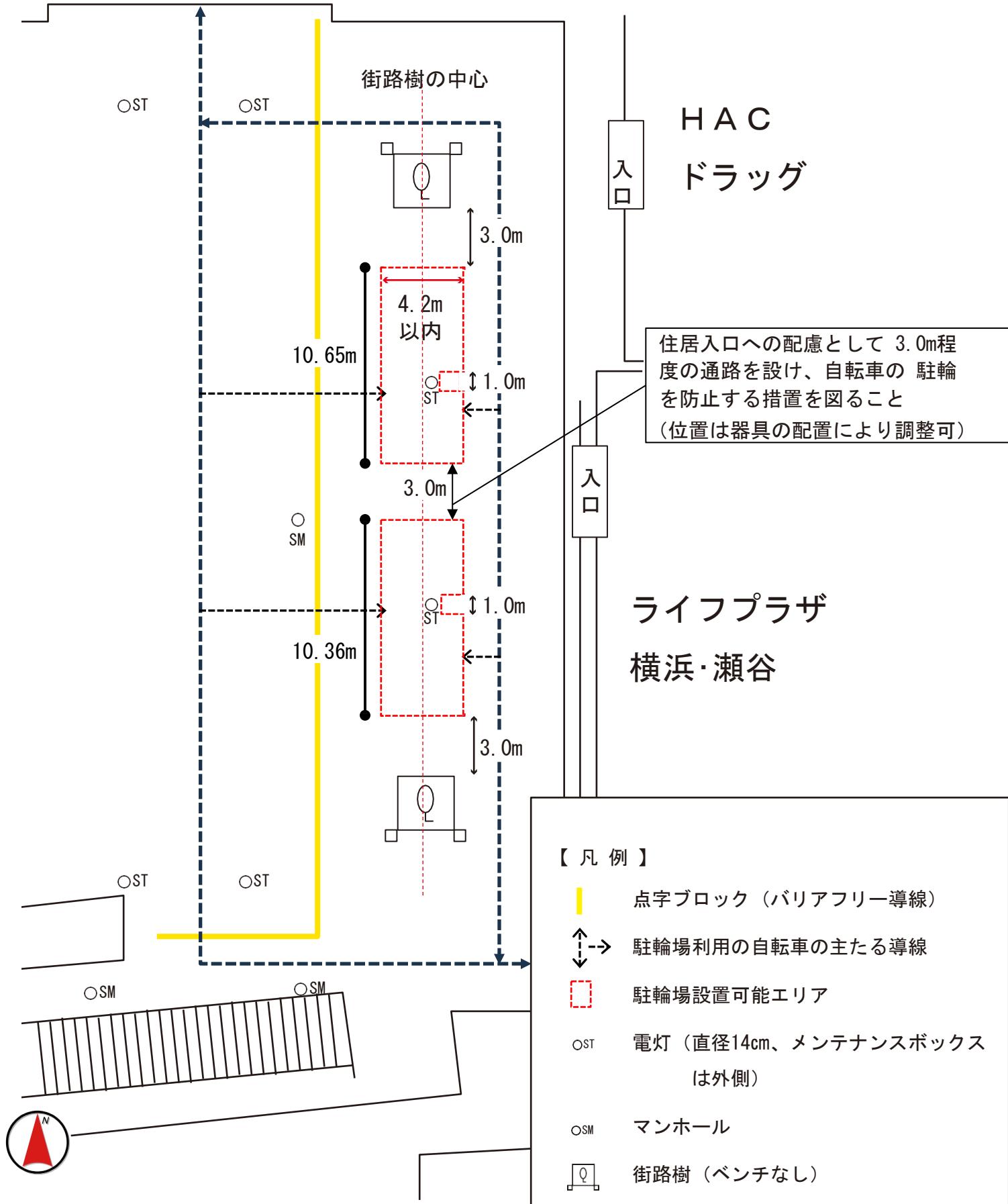
△ 街路樹 (ベンチあり)

駐輪場設置可能エリア図

別紙 1-③

◆街路樹及び電灯からの離隔距離

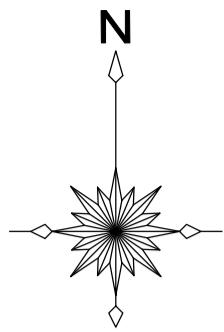
- ①駐輪器具の設置は、街路樹の中心から東西に 2.1m ずつ計 4.2m の範囲とし、街路樹の縁石から南北方向に 3.0m 以上の離隔距離を取ってください。
 - ②電灯のメンテナンスボックス前に電灯を中心として 0.5m ずつ計 1.0m の範囲に駐輪器具は設置できません。



埋設配管概要図

別紙1-④

N



埋設配管×3
通信線+電源+予備

通信線+電源+予備

出入口

マルエツ瀬谷店

出入口

相鉄瀬谷
駐車場ビル

HAC ドラック

ライフプラザ横浜・瀬谷

埋設配管×3
通信線+電源+予備

(様式-1)

令和 年 月 日

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

質問書

公募名称：瀬谷駅北口駅前広場における民設民営駐輪場の設置及び管理運営等事業者募集

質問項目

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

提案内容総括表

提案者

内容について各項目に数字をご記入の上、提出してください。

	提案内容	記載事項等
整備事項	大型自転車対応駐輪場の設置台数	台 (駐輪器具総台数)
管理等事項	駐輪場の巡回回数 (土日含む)	回/日

駐輪器具の設置等の考え方

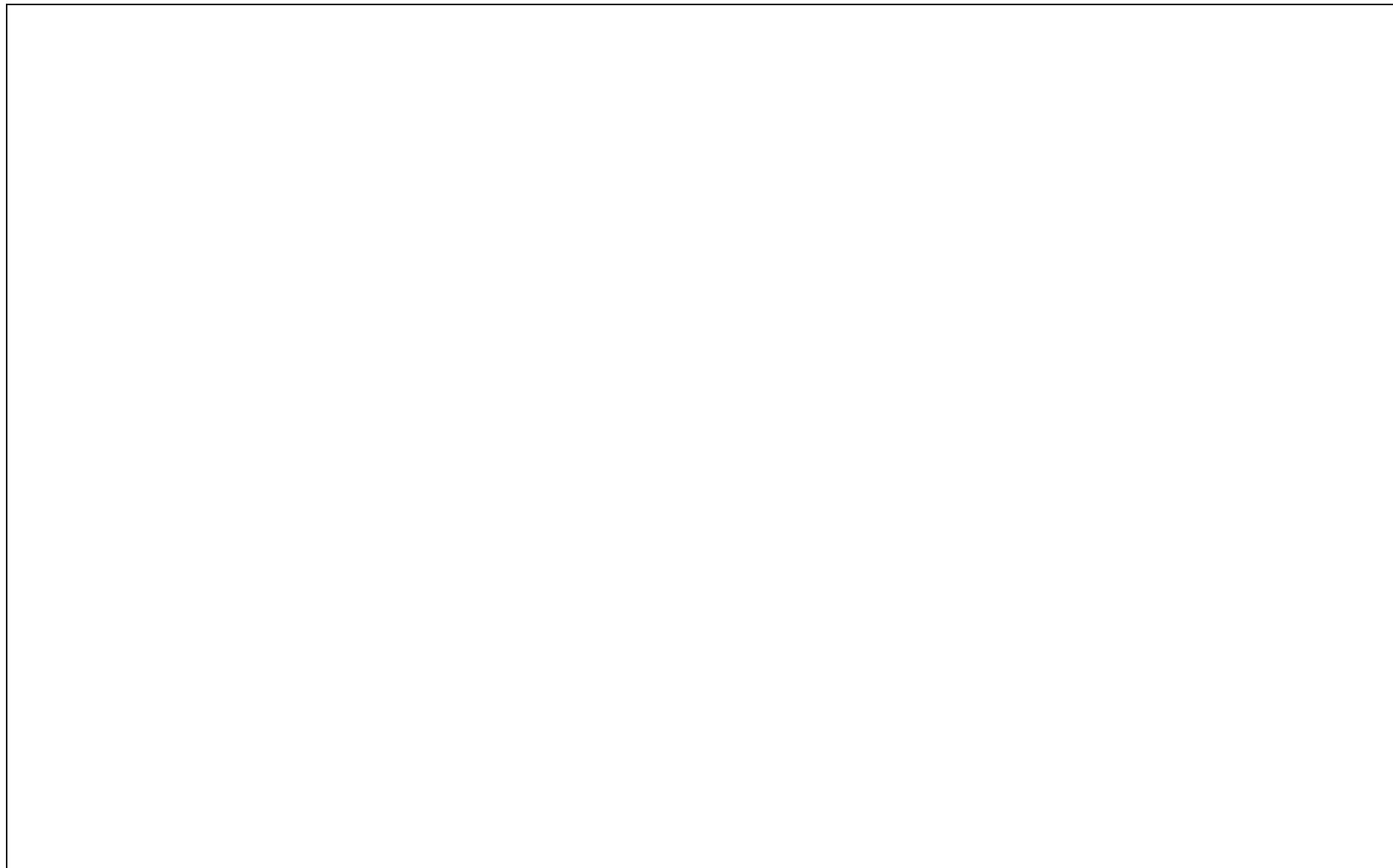
提案者

駐輪器具等の台数、配置の考え方について具体的に記載してください。

【添付書類】

- ・駐輪器具等配置計画図（様式－4）※任意図面も可能、サイズはA3又はA4
- ・駐輪器具の図面等（任意様式、A4又はA3）

【駐輪器具等配置計画図】



令和 年 月 日

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会会長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

辞 退 届

公募名称：瀬谷駅北口駅前広場における民設民営駐輪場の設置及び管理運営等事業者募集

上記公募について辞退します。

辞 退 理 由

瀬谷駅北口駅前広場における駐輪場の設置及び管理運営等に関する協定書（案）

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が横浜市から市道瀬谷第1号線において道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定による道路占用許可（以下「道路占用許可」という。）を受け、乙が同所に駐輪場（自転車を駐車させるために一定の区画を限った本件道路の部分及びその部分内に設置された駐輪器具等（自転車を駐車させるために必要な駐輪器具や基盤、柵等の囲い、利用案内看板等を含む。以下「器具等」という。）全体をいう。以下同じ。）を整備及び管理運営する業務（以下「本業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、瀬谷駅北口駅前広場における日中の買い物客等による短時間の放置自転車の削減と高齢者や子育て世代が利用している大型自転車の利便性向上を図るため、民間の資力と経験を生かして駐輪場を整備し、適正に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 自 転 車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 利 用 者 等 自転車の利用者又は所有者をいう。
- (3) 道 路 道路法第2条第1項に規定する道路をいう。
- (4) 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

（法令等の遵守）

第3条 乙は、道路法、道路交通法、個人情報の保護に関する法律（平成21年法律第49号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（道路占用許可条件等の遵守）

第4条 乙は、甲が横浜市より取得する道路占用許可に附される条件を遵守しなければならない。

（協定に基づく事業期間）

第5条 本協定に基づく事業期間は、道路占用許可を受けた日から令和13年3月31日までとする。

- 2 前項に定める期間は、駐輪場の管理運営期間のみならず、器具等の搬入及び搬入した器具等の撤去並びに現況復旧に要する期間を含むものとする。
- 3 第1項において定める最終年度に甲及び乙において事業評価を行うとともに、事業延長についての協議を行うものとする。この協議により、事業の延長について甲の合意を得た場合の延長期間は1年間とし、再延長については甲との協議により可能とする。この場合において、これに必要な道路占用許可の更新については甲が行うものとする。
- 4 前項における再延長を含む事業期間は最長で令和18年3月31日までとする。

(期間満了前の通知)

第6条 甲は、前条第1項及び第3項に規定する協定期間満了の3箇月前までに、満了の旨を乙に通知するとともに、事業延長についての協議を開始するものとする。ただし、事業開始から再延長を含む最長の事業期間を経過する場合は事業の延長についての協議は行わないものとする。

(業務内容)

第7条 乙が行う業務内容は、次の内容とする。

- (1) 器具等のすべての整備及び維持管理
- (2) 道路占用許可を除く本業務を着手・遂行するために必要な申請業務及び許認可等の取得
- (3) 料金徴収など駐輪場の管理運営
- (4) 駐輪場の整備、管理運営上、発生するトラブルへの対応
- (5) 駐輪場内とその周辺における巡回および清掃活動
- (6) 自転車利用者への利用案内や料金案内
- (7) 駐輪場の利用促進のための広報・PR
- (8) その他、業務を円滑・安全に遂行するために必要な事項

(善管注意義務)

第8条 乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。

(甲に対する責任)

第9条 乙は、本業務の遂行にあたって前項の義務に違反し、甲に損害を与えた場合には、直ちに当該損害（紛争解決に要した弁護士費用その他一切の費用を含む。）を賠償するものとする。

(基本事項等)

第 10 条 甲及び乙は、本業務については、本協定を遵守するとともに、公正、公平、安全及び円滑に実施し、常に利用者等へのサービス向上及び施設周辺の良好な交通環境の確保に努めるものとする。

- 2 駐輪場の営業日は年中無休とし、営業時間は 24 時間とする。
- 3 駐輪場の利用種別は一時利用の「自転車」とし、定期利用は行わないものとする。
- 4 利用者からの利用料金はすべて乙の収入とする。
- 5 乙が利用者から徴収する駐輪場の利用料金は、入庫後 2 時間を無料時間、無料時間終了後 4 時間ごとに 100 円とする。
- 6 前項に定める利用料金については、原則変更を認めないものとするが、社会情勢の変化等の特別な事由により利用料金を変更せざるを得ない場合は、事前に甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。

(費用負担等)

第 11 条 乙は、器具等の持ち込み、設置、運営等の事業費、公租公課等、業務を実施するにあたり必要な費用をすべて負担するものとする。

- 2 乙は、甲が横浜市に支払う道路占用料相当分（年額）を毎年負担するものとする。この場合、乙は、横浜市が定める道路占用料の額を、横浜市が発行する甲名義の納入通知書により納期限までに支払うものとする。
- 3 乙は、協定期間の満了により業務が終了する場合は期間満了日までに、又は天災などのやむを得ない事情により甲の承認を得て事業を廃止した場合は甲の指定する期日までに、乙が設置した器具等を撤去し、原則として道路を原状に回復するものとする。この場合において、原状回復等に必要な費用は全て乙が負担するものとする。
- 4 乙が前項の規定に基づき器具等の撤去、道路の原状回復を、前項に規定する日までに実施しない場合には、甲は器具等を廃棄し、道路を原状回復することができる。この場合、甲は、乙に対し当該費用を請求できるものとし、乙は、所有権侵害その他の異議を述べないものとする。

(協定の適用範囲)

第 12 条 この協定の適用範囲は別図のとおりとする。ただし、整備中のやむを得ない事由により、適用範囲の変更が必要な場合は、甲及び乙の協議の上、適用範囲を決定するものとする。

(道路占用)

第 13 条 乙は、甲が横浜市から道路占用許可を受けた日をもって事業用地として現状有姿で引き継ぐものとし、駐輪場の整備に着手するものとする。

- 2 横浜市が実施する本件道路に関する工事等のために、駐輪場の範囲を一時的又は永続的に縮小・変更（器具等の改築、移転、除却、原状回復等）せざるを得ない場合には、乙はこれに応じなければならない。
- 3 前項に規定する範囲の変更に伴い発生する費用、乙に生じる損失は、乙が負担するものとする。

（駐輪器具の設置及び配置等に関する事項）

第14条 乙は、駐輪場の整備にあたっては、次の事項に従い、駐輪器具の設置及び配置等を行うものとする。ただし、社会情勢の変化や著しい利用状況の変化等の特別な事由により駐輪器具の配置等を変更せざるを得ない場合は、事前に甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、舗装整備、電気・通信線類や器具等の設置等全ての整備を、乙の責任と費用において行うものとする。
- 3 甲及び乙は、駐輪場の整備にあたっての施工方法、施工時期、周辺住民への周知方法等について十分に協議するものとし、乙は甲の承諾を得て着工するものとする。
- 4 乙は、駐輪場の整備にあたって地元及び関係機関（地下埋設事業者、電力会社、通信会社等）と十分に調整・協議するものとする。
- 5 電気・通信等の線類は地下埋設により設置するものとし、駅前広場の利用者の支障にならないようにすること。
- 6 乙は、器具等の修理等の理由により駐輪場施設等の改修を行う場合、甲の承認を受けた上で行うものとする。
- 7 駐輪場の収容台数は〇台とし、このうち大型自転車の収容数は〇台とする。配置については別添の配置図、駐輪器具については別添の駐輪器具図のとおりとし、利用者の利便性や歩行者の安全性の確保に配慮した配置とする。
- 8 駐輪場全体の満空情報の表示機を場内に設置すること。なお、満空状況についてはWebブラウザを通じて、空車台数をリアルタイムで確認できる機能を実装すること。
- 9 照明器具、フェンス、案内看板等を配置し、利用者の利便性に配慮した配置とする。なお、配置箇所については別添の配置図のとおりとする。
- 10 料金精算機の設置数は3台とし、いずれも全ての駐輪器具を集中管理できる精算機とすること。性能については、下記の内容を必須とする。
 - (1) インターホンの内蔵。
 - (2) 音声案内機能を有すること。
 - (3) 障害時、異常時は自動的に通報できる機能を有すること。
 - (4) 遠隔監視システムの機能を有し、かつ停電時に自動的にロックを解除することができるものとすること。

- (5) 利用者がコールセンター等に通信できるように、24時間利用者と会話ができる通話システム機能を有すること。また、管理に際して、遠隔操作で機器を管理するコールセンター等で設置する機器と無線による連携が可能なソフトウェア・ハードウェア(遠隔装置)を備えていること。
- (6) 利用者が任意で暗証番号を設定し、駐輪機をロックすることができる。
- (7) 下記のとおりの精算ができること。また、領収書発行機能を有すること。
 - ア 使用硬貨として、10円、50円、100円、500円（新500円硬貨含む）及び紙幣1,000円（新1,000円札含む）が利用でき、お釣りの払い出しが行えること。
 - イ クレジットカード、交通系IC、QRコード・バーコード決済、タッチ決済による精算ができること。

11 駐輪器具は電磁ロック式駐輪機（前輪ロック式）とし、の性能については、下記の内容を必須とする。

- (1) 駐輪機は、自転車の前輪をラックに入れると、設定時間後に前輪をロックし、精算機と連動し精算が完了するとロックが解除され自転車を取り出すことができるものとすること。
- (2) タイヤサイズは14インチから29インチまでの自転車が駐輪可能であること。
- (3) 自転車の出入庫を円滑に行うことができるよう駐輪機の設置間隔は400mm以上（大型自転車の場合は550mm以上）とし、自転車を左右に傾けることができるようすること。
- (4) 駐輪機（車輪受け・支柱・レール）はスチール製でボルトで据付け、防雨・防水構造とすること。
- (5) 停電時には、自動的にロック解除が可能なものとすること。

（駐輪場の管理・運営）

第15条 乙は、駐輪場の管理・運営にあたっては、自転車が適正に駐車され、歩行者等に安全で円滑な通行が確保されるよう常に良好な状態に保つよう管理するとともに、次項以下に定められた事項を遵守しなければならない。ただし、社会情勢の変化や著しい利用状況の変化等の特別な事由により管理運営等を変更せざるを得ない場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、駐輪場の管理体制を構築し、管理するものとする。
- 3 不特定多数の者の利用に供すること。
- 4 利用者等からの問い合わせ、器具等のトラブルなどクレームへの対応窓口（コールセンター等）を設置し、連絡先を表示する等により、24時間365日、駐輪器具のロック解除等について迅速に対応できる体制を整えること。

- 5 利用者からのクレーム等が甲にあった場合等、甲が必要と判断した場合には、甲は乙に対し、これらの業務の実施について指示をすることができ、乙は甲の指示に従わなければならぬ。
- 6 利用方法、利用料金、注意事項、緊急連絡先等を明記した「利用案内」「利用約款」を利用者に分かりやすく表示すること。
- 7 乙は、器具等の点検等やむをえない理由で、駐輪場の利用を停止する場合であっても、可能な限り、多くの器具等を利用可能な状態にする等して利用者等の支障とならないよう配慮しなければならない。
- 8 乙は、駐輪場の利用を停止する場合は、事前にその内容を甲に通知しておくものとし、事故等緊急の措置として駐輪場の利用を停止する等やむを得ない場合は、事後速やかにその内容を甲に通知するものとする。
- 9 駐輪場の巡回に関しては、土日も含めて1日〇回行うものとし、巡回の時間に関しては、放置自転車の防止に有効な巡回時間を設定するものとする。
- 10 前項の巡回時の業務については、駐輪場内の清掃、車両整理、長期駐輪自転車への対応、不正駐輪の防止や、適正利用を促す注意喚起札の貼付等とし、その他駐輪場の円滑な運営に必要な事項や放置自転車対策に必要な事項について、甲が必要と判断した場合、甲乙協議の上、追加するものとする。
- 11 駐輪器具のメンテナンスについては1年に2回以上行うものとし、駐輪場利用者が円滑に利用できる環境の整備に努めるものとする。

(長期駐輪及び道路占用の範囲内における不正利用の自転車に対する措置)

- 第 16 条 乙は、駐輪場内に長期駐輪している自転車及び道路占用の範囲内における不正利用の自転車については、撤去し、保管し、及び処分し、並びにそれに要した費用を徴収することができる。撤去する場合においては、必ず事前に警告札を貼り付け、最低7日間以上の周知を行わなければならない。また、撤去後、乙において確保した保管場所に2か月以上保管することとする。

- 2 乙は、前項に関する対応方法について、駐輪場内へ表示しなければならない。

(地域貢献等に関する事項)

- 第 17 条 乙は、次の事項に従い、地域の一員として地域課題である瀬谷駅北口駅前広場の放置自転車の解消に努めるとともに、その課題解決において甲又は地域が必要とした場合、駐輪場の運営等により得たデータ等について提供を行うとともに、次項以下に定める啓発活動に寄与するものとする。

- 2 駐輪場マップやパンフレットの作成・配布・掲示による周辺施設利用者への各施設と連携した啓発活動を行うものとする。

- 3 駐輪場の整備に伴う放置自転車の拡散やデッドスペース対策、良好な広場環境の維持向上を目的として、必要に応じて甲乙協議の上、プランター、ベンチ及びフェンスなどを設置するものとする。
- 4 濱谷駅北口駅前広場の隣接事業者、又は周辺事業者等から施設利用の利便性向上や放置自転車対策を目的とした駐輪場設置等の相談があった場合、適切に対応するものとする。
- 5 駐輪場内における盗難や犯罪抑制等を目的とした防犯カメラを設置し、地域の安全安心の創出に貢献するものとする。

(禁止事項)

第 18 条 乙は、次に掲げる事項を行うことができない。

- (1) 器具等甲の承認を得たもの以外のもの（飲料等自動販売機、広告物等）を駐輪場内へ設置及び搬入すること。
- (2) 器具等に広告物、のぼり旗その他これらに類するものを貼付、表示すること。
- (3) 器具等に付加される画面等について、広告等に利用すること。
- (4) 合理的な理由なく利用者等の利用を拒むこと。
- (5) 第三者に駐輪場の利用目的以外に使用させること。
- (6) 本事業から生じる権利を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供すること。
- (7) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わすこと。

(事業上のリスク負担)

第 19 条 資金調達、物価変動、金利変動、施設競合による利用者減等の本事業実施に伴うリスク負担については、乙において対応すること。甲が事業上のリスクを負担することはないものとする。

(第三者損害賠償責任)

第 20 条 乙は、本業務の遂行に関連又は起因して、利用者等その他第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と費用において賠償する等対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が利用者等その他第三者との紛争に巻き込まれ、また、損害の賠償を余儀なくされた場合には、乙は、甲に対して甲の負担した金額（紛争解決に要した弁護士費用その他一切の費用を含む。）を直ちに支払うものとする。

(保険への加入)

第 21 条 乙は、本協定における甲又は利用者その他第三者に対する乙の責任を履行するため、損害賠償事故（対人・対物）の補償を可能とする保険へ加入し、甲に保険証書（写し）を提出するものとする。

(不可抗力による損害)

第 22 条 天災、車両による物損等、甲乙双方の責に帰すことができない事象による駐輪場の損害は、乙の負担とする。

(協定内容の変更、業務の中止等)

第 23 条 甲は、やむを得ない事情があると認めるときは、乙に通知し、協定内容を変更し、又は本業務の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して、協定期間を変更することができる。

2 甲は、天災その他の不可抗力により、乙が業務を施行できないと認めるときは、前項の規定により、業務の全部又は一部の施行を中止させるものとする。

(業務報告書等)

第 24 条 乙は、毎年、業務の実施状況、駐輪場の利用状況、管理経費等の収支状況等を記載した業務報告書を作成し、甲の指示する日までに提出するものとする。

2 乙は、毎月、利用状況月報を作成し、甲の指示する日までに提出するものとする。

3 甲は、必要があると判断した場合には駐輪場又は乙の管理する施設等に立ち入り、駐輪場の管理運営状況を調査することができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

(報告事項)

第 25 条 乙は、前条で定めるもののほか、次に掲げる事項をその都度速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 駐輪場内で発生した事故又は紛争等についての原因及び状況並びに措置事項
- (2) 駐輪場の一部又は全部の使用休止をする場合、その期間及び理由等に関する事項
- (3) その他甲が特に求める事項

(甲の解除権)

第 26 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 正当な事由がなく協定期間内に協定の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。
- (2) 協定の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
- (3) 協定の履行にあたり甲の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、協定の目的が達せられないとき。
- (4) 天災などのやむを得ない事情により協定の解除を申し出たとき。

- (5) 事業開始後、募集要項に定める応募の制限の各号に該当することとなった場合
- 2 甲及び乙は、協定の解除に際しては、駐輪場の存続を最優先事項として協議し、駐輪場の利用に支障のないように努めるものとする。
- 3 第 11 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定により本協定を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第 27 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 第 22 条の規定による本業務全部の中止期間が、業務期間の 2 分の 1 を超えたとき。
- (2) 甲が協定に違反し、その違反によって本協定の目的が達せられないとき。

(個人情報の保護)

第 28 条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成 21 年法律第 49 号)及び横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 23 年横浜市条例第 50 号)の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅出、改ざん及び殻損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(紛争の解決)

第 29 条 甲及び乙は、協定に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(裁判管轄)

第 30 条 本協定に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、横浜地方裁判所又は保土ヶ谷簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協定外事項)

第 31 条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上の協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地

瀬谷駅北口駅前広場活用推進協議会

会長 〇〇

乙 〇〇

〇〇

〇〇